

魚沼地区障害福祉組合職員定数条例

平成26年3月26日

条例第2号

(職員の定義)

第1条 この条例において「職員」とは、魚沼地区障害福祉組合に常時勤務する一般職の職員(期間を定め雇用される者を除く。)をいう。

(職員の定数)

第2条 職員の定数は、25人とする。

(定数外の職員)

第3条 次に掲げる職員は、前条の定数外とする。

- (1) 休職中の職員及び復職を命ぜられてから6月に満たない職員
- (2) 結核性疾患のため休養中の職員及び出勤を許可されてから6月に満たない職員
- (3) 育児休業中の職員
- (4) 配偶者同行休業中の職員

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年12月25日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。